

甲府市全庁業務量調査等支援業務
優先交渉権者 選考方法

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分

(1) 優先交渉権者の選考方法

ア 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、次の2つの評価分類を指標とする。

- ・技術点：「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に基づく提案内容から評価
 - ・価格点：「価格提案書（様式6）」に記載された金額（税込み）から評価
- 下記「2 技術点、価格点の採点方法」に定める採点方法により算出する。
各選考審査委員の技術点の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者として選考する。

ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
- ・算出された「技術点」が54点以上であること。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。

それでも優先交渉権者が決定しない場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

(2) 評価分類の配点（技術点及び価格点の配分）

評価の点数については、合計100点満点とし、得点配分については「表1 評価項目の配点」のとおりとする。

【表1 評価分類の配点】

合計点 100点	技術点	90点
	価格点	10点

2 技術点、価格点の採点方法

(1) 技術点の採点方法

企画提案書の評価にあたって、別紙「優先交渉権者選考審査基準」に記載した各項目により評価を行う。なお、各評価基準の採点にあたっては、【表2 企画提案書評価の判断基準】に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、その総和を技術点とする。

各選考審査委員の技術点の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）によって得点を算出する。

【表2 企画提案書評価の判断基準】

評価点	判断基準	採点方法
5点	具体的かつ効果的であり、特に優れた内容である	各項目の配点 × 1.00
4点	具体的であり、効果の期待できる内容である	各項目の配点 × 0.80
3点	標準的な内容である	各項目の配点 × 0.60
2点	指定した記述項目は網羅されているが、抽象的であり、あまり効果が期待できない内容である	各項目の配点 × 0.40
1点	指定した記述項目は網羅されているが、抽象的であり、効果が期待できない内容である	各項目の配点 × 0.20
0点	指定した記述項目が網羅されていない	各項目の配点 × 0.00

(2) 価格点の採点方法

「公募型プロポーザル実施要領」の「2 業務概要 (4) 提案上限額」に記載した額を基に、「価格提案書(様式6)」に記載された金額(税込み)の評価を行う。

なお、採点については、【表3 価格点の算出方法】の計算式にて算出する。

【表3 価格点の算出方法】

<p>提出された価格提案書の金額を、次の計算式にて算出し、点数が10点以上の場合は一律10点とする。</p>	
<p>価格点 =</p>	$\left[\frac{10,186,000 \text{ 円} - \text{「提案価格」}}{1,018,600 \text{ 円}} \right] \times 10 \text{ 点}$ <p>(小数点以下第2位を四捨五入)</p>

なお、提案価格の積算根拠及び内訳について必要に応じて調査を行うことがある。